

# 障害のある人の人権と弁護士の使命

2016年4月施行のいわゆる障害者差別解消法は、事業者に対し、不当な差別的取扱い禁止の法的義務と、合理的配慮の努力義務を課しております。弁護士や弁護士会も「事業者」に該当し、上記義務の例外ではありません。

無知・無関心ゆえに、知らず知らずのうちに障害のある方を差別してしまうことのないよう、会員一人一人が十分な基礎知識と問題意識を持つことが望まれます。

障害のある方もない方も「共に生きる社会」の実現に向けて、本特集が少しでもお役に立てましたら幸いです。

(小峯 健介)

## CONTENTS

- ・「障害のある人の人権と弁護士の使命」の趣旨
- ・基礎用語・基礎概念
- ・基礎講座
- ・座談会「共に生きること自体に価値がある」
- ・障害者権利条約と日本の成年後見制度
- ・障害者虐待防止法のポイント
- ・障害者法律相談 Q&A
- ・インタビュー「共生（インクルーシブ）教育を求めて」
- ・会員の担当した障害のある人の人権訴訟の紹介
- ・書籍等ガイド

## 「障害のある人の人権と弁護士の使命」の趣旨

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 藤岡 毅（47期）



かつて「障害者の完全参加と平等」をテーマとして1981年国際障害者年が展開され、国内外で障害者のおかれる状況は大きく前進した。しかし、国内に860万人以上いるといわれる障害者<sup>\*1</sup>の大半は就労できず貧困状態に置かれている。

日本の精神科病院の入院患者数は30万名あまりであり<sup>\*2</sup>先進諸国と比べて異常に多く、日本の障害者の人権水準は障害のない人に比べて格段と遅れている。基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする私たち弁護士は障害者の人権保障のため、その責務を果たしているであろうか。通常の相談者の中に障害のある人も少なくないはずであるが、その方の抱える問題の意味を弁護士が正しく理解できているか

も甚だ心もとない。

日本は2014年1月障害者権利条約（障害者の権利に関する条約・Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を批准し、同年2月19日から、同条約は日本の国内法としても効力が生じている。

同条約に基づき障害者基本法・障害者差別解消法等の法整備がなされつつある。全ての弁護士がこれらの条約・法令の意義を理解する必要がある。

そのため、多くの会員がこの問題を意識し、積極的に取り組んでもらうためのヒントとして「障害のある人の人権と弁護士の使命」とのテーマで特集する次第である<sup>\*3</sup>。

\* 1：【障害者の表記】について。本特集では現行法が障害者基本法はじめ「障害者」の表記を使っていることも考慮して「障害者」または「障害のある人」で統一した。なお、障害者の表記については、害はその人自身に害悪があるような印象を与えて偏見を助長するため不適切という指摘もある。反対に、社会にある障壁に社会参加を妨げられている被害者としての障害者（後述する障害の「社会モデル」の考え方）である以上、「障がい者」等の表記はむしろ障害者問題の本質を隠蔽するという指摘もあり、他方「障碍者」とすべきとの有力説もあるなど議論は定まっていない。

\* 2：平成24年11月20日厚労省医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況

\* 3：LIBRAでは、2014年8月号で『知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援』という特集を組んでいるため、本特集ではそこで取り上げた視点（罪に問われる障害者問題、刑事弁護における障害者問題等）は割愛した。

# 障害のある人の人権に関して理解しておくべき 基礎用語・基礎概念



高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 大瀧 靖峰 (61期)

## (1) 障害(観)の社会モデルとは

「障害」の理解は、世界でも日本でも、身体的欠陥のある障害者本人が努力して克服していく対象という従来的な考え方（医学モデル）から、支援の次第によりハンディをもたらしている社会の側にこそ障害の原因・責任があるという考え方（社会モデル）へ、パラダイム転換がなされていることを理解しておくことが大切である。つまり、足に障害があって車椅子に乗っている人が、段差があるために進めないと捉えるのではなく、段差を社会が放置しているから進めないと捉えるものである。

## (2) 障害者とは

「障害者」とは、2011年8月5日施行の改正障害者基本法2条によると、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされている。そのため、いわゆる障害者手帳の有無には関係ない。

## (3) 障害者の人数

厚生労働省が2012年に調査した統計数値によると、日本の障害者の数（概数）は、身体障害者（児）が393万7000人、知的障害者（児）が74万1000人、精神障害者が392万4000人の合計860万2000人であった。およそ国民の約6.7%が何らかの障害を有していることになる。但し、発達障害者や手帳を所持しない難病者の多くは統計から抜けており、実数はこれを遥かに上回ると思われる。

## (4) 障害の種類と特性

主な障害としては、身体・知的・精神の3障害に

加え、発達障害、難病が挙げられ、身体の中にも肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等があり、それらの重複障害者もいる。以下では、各障害に分けて特性について説明する。

まず、視覚障害の主な特性としては、視覚的情報を全く得られない（全盲）又はほとんど得られない（弱視）人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人に大きく分けられる。視力を活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手掛かりに周囲の状況を把握している。文字の読み取りは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフトを用いてパソコンで行うこともある（点字の読み書きができる人ばかりではない）。視力がある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大する等様々な工夫をして情報を得ている。見え方や見えづらさには個人差が大きく、外見からでは判断できることに留意が必要になる。

次に、聴覚障害の主な特性としては、生まれつき耳の聞こえない人は、手話でコミュニケーションをとる人が多い。難聴者（少しでも音声が聞こえる人）は、補聴器や人工内耳で聞こえを補うことが多い。補聴器や人工内耳を装用している場合は、スピーカーを通じる等の残響や反響のある音は聞き取りにくい。

聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気付かれにくい側面がある。

聴覚障害者のコミュニケーション方法は手話、筆談、口話（補聴器を使って残存聴力を活用しながら、相手の唇の形や動きを見て、話す内容を理解し、同時に自ら発声すること）など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面により複数の手段を組み合わせるなど使い分けている。

肢体不自由の主な特性としては、車いす使用者にとっては段差や坂道が移動の大きな妨げになる。脊髄損傷等により、体温調整が困難な人もいる。段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮をすることなどが必要である。

知的障害の主な特性としては、概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難が生じる。「考える、理解する、読む、書く、計算、話す」等の知的機能に発達の遅れがある。言葉による説明を理解しにくいため、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話すことが必要である。

また、精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障害特性や制限の度合いは異なり、その中には長期にわたり、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある。代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある。たとえば、統合失調症は、脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある。

さらに、発達障害の主な特性としては、相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い、見通しの立たない状況では不安が強くなることがある。

そのため、肯定的、具体的、視覚的な伝え方をする（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容が図・イラストなどを使って説明するなど）などの工夫が挙げられる。

また、難病の特性としては、神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多様な障害を生じる。医療的対応を必要とすることが多い。それぞれの難病に特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要である。

## (5) 障害者福祉施策

2005年、それまでの身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法と障害の種類や年齢で分立する法律に基づいて行われていた障害者福祉法制を給付面において一元化したのが障害者自立支援法であった。しかし、同法の応益負担の仕組みに批判が集中し、全国で違憲訴訟が提起され、国は新たな総合的な福祉法制の実施を約束し、裁判上の和解が成立した。その後、障害者法制について制度改革が行われたが抜本改革はなされないまま2012年6月に障害者総合支援法が成立し、現在の障害者福祉施策の根拠法となっている。

## (6) 所得保障制度

障害者の所得を保障する制度として、障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当、障害者福祉手当、特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当等がある。

たとえば、2017年4月分からの障害基礎年金の支給額は、年97万4125円（1級）、年77万9300円（2級）である。

## (7) その他、基礎用語

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の市民と平等に生きていいくために、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことである。障害者権利条約2条などに定義がある。

「ノーマライゼーション」とは、障害のある人とない人が平等に生活する社会を実現させる考え方である。

「インクルージョン」とは、障害のある人との人が区別なく、共に学び、共に生きる機会を作っていくことである。

# 障害のある人の人権に関する基礎講座

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員 深道 祐子（58期）  
元委員 近岡美由紀（61期）  
委員 山田 恵太（65期）



本稿では、障害のある人に関する法律相談を受けるにあたっての基礎となるべき事項を述べる。ただし、障害のある人に関する法制度等は多岐にわたり、紙幅の都合上、その全てに触ることは難しい。そこで、ここでは、近時の障害のある人に関する制度改革の流れを敷衍した上で、障害者権利条約および障害者差別解消法について簡単に解説を行う。

## ■ 障害者法制度改革の流れを押さえておこう！

障害者法制度改革は、2006年12月に、国連総会本会議で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されたことに端を発する。障害者権利条約は、障害のある人に関する初めての国際約束であり、2008年5月に国際的に発効した。

日本国内では、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者団体等の意見が根強くあったことから、政府は、2009年12月、閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内制度改革を進めていくこととした。その結果、図1のとおり、国内で様々な法制度整備が行われた。

そして、これらの法整備等により一定の国内の障害者制度の充実がなされたとして、2013年10月、条約締結に向けた国会での議論が始まり、2014年1月20日に、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に日本国内において発効した。

## ■ 障害者権利条約って？

障害者権利条約（以下「権利条約」という）の特徴は、「Nothing about us without us！」（私たち抜きに私たちのことを決めるな！）をスローガンに、障害当事者団体も加わって作成されたことがある。そうして作成された条約は、一般原則として、固有

図1 障害者法制度改革の主な流れ

2006年12月	国連総会で障害者権利条約が採択
2007年9月	日本が障害者権利条約に署名
条約締結に先立って、国内法令の整備を推進することに	
2011年7月	障害者基本法の改正
2012年6月	障害者総合支援法の成立
2014年2月	日本国内でも障害者権利条約が発効
2016年4月	障害者差別解消法の施行、 改正障害者雇用促進法の施行

の尊厳、自己決定権、差別禁止、社会への完全かつ実効的な参加権の保障と社会の完全な受け入れ義務、障害者である前に人間であるとして受け入れられること、あらゆる機会の均等、利用可能な施設サービスの整備、男女の平等、障害のある子どもに対する個人の尊厳、個性の尊重及び発展可能性の保障を掲げる（3条）。

権利条約において定められた「権利」は、「障害のある人だけに特別に与えられる権利」ではない。誰もが持っているべき権利であるはずなのに、実際には障害のある人が持つことのできなかった権利を明らかにし、それを一覧にしたもののが権利条約であるともいえる。

権利条約は、25項目の前文と50条の本則からなるものであるが、その中であえてポイントを挙げるとすれば、①社会モデルへの転換（3頁参照）、②合理的配慮の不提供を含めたあらゆる差別の禁止、③地域社会で生活する権利の確認（19条）、④平等な法的能力を有することの確認と、その行使に当たって必要

図2 不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例

全般
<p>× 不当な差別的取扱いの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由に対応の順序を後回しにする。</li> <li>・障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。</li> <li>・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。</li> <li>・本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。</li> </ul>
<p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。</li> <li>・筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。</li> <li>・意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）等を活用する。</li> </ul>
<p>視覚障害</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物の位置を分かりやすく伝える。</li> <li>・声をかける時には前から近づき「○さん、こんにちは。△です」など自ら名乗る。</li> <li>・見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）。</li> </ul>
<p>聴覚障害</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトボードを活用するなど、コミュニケーションにおいて工夫する。</li> <li>・手話や文字表示など、目で見てわかる情報を提示する。</li> <li>・スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる。</li> </ul>
<p>肢体不自由</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）。</li> <li>・車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。</li> </ul>
<p>知的障害</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける。</li> <li>・漢字を少なくしてルビを振るなどの配慮で理解しやすくなる場合がある。</li> </ul>
<p>精神障害</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける。</li> <li>・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。</li> </ul>
<p>発達障害</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物や絵、文字など見せながら、短いことばや文章で話す。</li> <li>・感覚過敏がある場合は、たとえば机・いすの脚に緩衝材をつけるなど、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う。</li> </ul>
<p>難病等</p> <p>○代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける。</li> </ul>

合理的配慮具体例データ集「合理的配慮サーチ」（内閣府）  
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>) より抜粋

となる支援を提供することの義務づけ（意思決定支援、12条）、⑤あらゆる段階においてインクルーシブ教育が原則であるとの確認（24条）などである。これ以外にも、権利条約の定めているところは広い範囲にわたる。障害のある人にに関する法律相談を受けた際には、最初に権利条約に立ち返り、その内容を確認していただきたい。

## ■ 障害者差別解消法って？

2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）は、障害者基本法4条の「差別の禁止」を具体的に実現するために制定された法律である。①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけないこと、②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと、がその柱となっている。

障害者差別解消法が禁止する差別には、2種類ある。「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）」である。

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどをいう。一方、「合理的配慮」とは、障害のある人が対面している困難を取り除くために、それぞれの障害特性等に応じて個別の調整や変更を行うことをいう。

左記に、不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例をあげる（図2）。

「不当な差別的取扱い」については、行政機関等および事業者に対して、これを禁じており、法的な義務となっている（7条1項、8条1項）。これに対して、「合理的配慮の提供」は、行政機関等については法的義務として課されているが、事業者に対しては努力義務となっている（7条2項、8条2項）。

ただし、障害者差別解消法と同時期に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「雇用促進法」という）の34条、35条、36条の2、36条の3において、事業者は、労働者の募集・採用においては均等な機会を与えることが求められ、採用後においては賃金その他の待遇に関して不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮に関しては、募集・採用においては障害者の申出により、採用後は申出がなくてもこれを提供しなければならないとされている（図3）。

法律相談等で、差別に関する事例に出会った場合には、不当な差別的取扱いの問題なのか、合理的配慮の不提供なのか、それが相手方にとって法的義務となっているのか等を判断し、その後の解決に向けて動き出していく必要がある。そして、実際に事件を受任した場合には、交渉や裁判によって、解決を目指していくことになるだろう（自治体によっては、独自に差別に関する相談窓口やあっせんを行う機関を用意しているところもある）。

また、弁護士は、自らも合理的配慮の提供を怠ってはならない。例えば、雇用している事務職員に障害がある場合には、法的義務として合理的配慮の提供を行わなければならない。さらに、法律相談においても、相談者に障害がある場合には、不当な差別的取扱いは禁止されることはもちろん、相談者に対する合理的配慮の提供を尽くすことが求められる。

図3 不当な差別的取扱いと合理的配慮提供に関する規定のまとめ

		不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体	事務または事業	禁止（障害者差別解消法7条1項）	法的義務（障害者差別解消法7条2項）
	雇用	禁止（国家公務員：国家公務員法27条、 地方公務員：地方公務員法13条）	法的義務（雇用促進法36条の2、 36条の3、36条の4第2項） ※人事院規則等にも規定あり
民間事業者	事業	禁止（障害者差別解消法8条1項）	努力義務（障害者差別解消法8条2項）
	雇用	禁止（雇用促進法35条）	法的義務（雇用促進法36条の2、 36条の3、36条の4第2項）

# 座談会

## 「共に生きること自体に価値がある」

2017年3月6日、障害当事者4名による座談会が、手話通訳者2名が交替で常時手話通訳する形で実施された。弁護士も障害当事者のリアルな声を聞く機会は少ないのでないか。当事者の声を聞くことなく人権は考えられない。

出席：海老原宏美さん  
藤井克徳さん  
大胡田誠弁護士  
田門浩会員  
司会：藤岡毅会員

### I 自己紹介

**司会**：自己紹介を簡単に。

**藤井**：藤井克徳です。目が見えません。養護学校（現在の特別支援学校）に勤務したあと、障害者政策の前進のため民間の立場から運動団体を作り取り組んでいます。

**海老原**：海老原宏美です。自立生活センター東大和で、権利擁護、相談支援などしています。神経筋疾患の難病で、車いすと人工呼吸器ユーザーです。人工呼吸器ユーザーの地域生活支援を目的として「呼ネット」という団体を立ち上げています。

**大胡田**：弁護士の大胡田誠です。弁護士になって10年目です。普段は、町医者みたいな弁護士、いわゆる町弁ですね。市民に身近な法律トラブルを取り扱っています。

先天性縁内障を持って生まれて、12歳で失明して全盲です。私も実は妻が1人おりまして。普通は1人か（笑）。妻も全盲です。全盲のお父ちゃんとお母ちゃんが目の見える子供2人を育てているという家庭の父親です。

**田門**：田門浩です。弁護士になり4月で20年目です。生まれつき耳が聞こえません。小さいときから中学部までろう学校に通っていました。高校から地域の学校に通い、その後大学を卒業し、5年間千葉市役所で公務員として働きました。その後1998年から今の仕事に就いています。

2004年アメリカのギャローデット大学に1年間留学しADA法<sup>\*4</sup>を学びました。大胡田弁護士と同じく町弁です。障害者関連の相談は全体の20%ぐらいです。

**司会**：司会の藤岡です。東京弁護士会の高齢者・障害者委員会福祉制度部会の委員で、19歳の次男が自閉症、重度知的障害がある親でもあります。

### II 障害当事者として差別を受けた体験談

**司会**：次に障害当事者としての経験談等をお願いします。

#### 1 耳の聞こえない弁護士として

**田門**：ろう学校に通っていた中学2年生の時耳が聞こえない人が司法試験に受かったと報道で知り、弁護士を目指しました。

高校から地域の一般の学校に入りました。いくつかの高校の受験を希望しましたが、ほとんどの高校から受験自体を断られました。受験を認めた高校は一つだけでした。社会の壁は厚いなあと思いました。

東京大学に出願しましたが、初めは受験も拒否されました。「聞こえない人が大学に入ても学べない！」との理由でした。大学とさんざん交渉して受験ができて、入学できました。入学後も通訳がおらず当初は友達にノートテイクしてもらいましたが、手話通訳無しでは講義内容は理解できません。最初はボランティアの手話通訳者を頼みました。交渉して4年生の時大学から手話通訳費用を出してもらいました。司法試験はマークシート・論文・口述の三段階あり8回目で論文試験に合格しました。口述試験のとき筆談を法務省に求めました。ですが当初法務省から拒否され、何度も交渉した結果、やっと筆談での口述試験が実現しました。

司法研修所も入所まで4ヶ月間交渉を続けた結果、通訳者を準備してもらいました。

法律事務所に入る際も数多く断られ、やっと1カ所だけ今いる事務所に入れました。

最初の頃は「手話通訳者が一緒に私の依頼が来るか？」と心配でした。ですが依頼者のみなさんは普通に依頼してくれました。

**司会**：では一般の人に理解してもらいたいことは？

\* 4：「Americans with Disabilities Act of 1990」障害を持つアメリカ人法。公民権法の一つとしての障害者差別禁止法。「ADAの衝撃」としてその後の日本や世界の障害者運動に大きな影響を与えた。当会の得重貴史会員による「アメリカにおける障がい者差別禁止法制と運用状況～ADAを学んで～」（『自由と正義』2017年4月号39頁～）が近年のADAの状況を伝えている。

## 座談会出席の皆さん

左から  
 大胡田 誠 弁護士  
 田門 浩 会員  
 海老原宏美 さん  
 藤岡 毅 会員(司会)  
 藤井 克徳 さん  
 小峯 健介 LIBRA編集長



**田門：**社会は障害者に会うこともなく先入観で「門前払い」します。先入観をなくすためには、何よりもまず本人から話をよく聞く必要があります。

耳が不自由な人々の中には、手話ができる人も、できない人もいます。手話・筆談・声を大きくする機械・自動音声認識ソフトを使う人などコミュニケーション方法も人それぞれです。

**司会：**聴覚障害者の相談に対応できないと思う弁護士もいるかもしれません。

**田門：**確かに筆談が難しい聴覚障害者は少なくありません。筆談がかみ合わない場合は手話通訳者を依頼する方法もあります。東京でいえば「東京手話通訳等派遣センター」\*5などに派遣依頼できます。費用はそれほど高額ではありません。とはいえた法律事務所の規模によっては費用を負担することが難しいかもしれません。また、本人から居住自治体へ通訳の派遣を申請する方法もあり、この場合は費用負担はありません。

## 2 生活のすべてで差別を受けてきた

**司会：**続いて海老原さんから当事者としての体験などから。

**海老原：**赤ちゃんが生まれたら、みんなから、おめでとうと祝福されます。でも障害があると言われません。親も「何でうちにこんな子が」と嘆き悲しんで障害ある子の存在自体を否定します。そこから人生が始まること自体差別を感じます。

障害者はまず地域の保育園・学校等に入れません。地域で生活しようと思ってアパートを貸してくれない、通勤ラッシュの時間帯や週末の居酒屋など「混む時間帯は邪魔だから来ないでくれ」と言われることなど日常茶飯事です。生活の全てで差別を受けているとの感覚が強いです。

私が小学校に入る条件は「常に親が付き添うこと」。小学校1年生の時、私の机の周りには半径1メ

ートルの赤いビニールテープが床に張ってありました。ダルマストーブのように。生徒は立ち入り禁止、「転んで怪我でもされたら危ないから絶対にこの子に触ってはいけません」と先生は子供に注意しました。

でも子供って素直で純粋なので、休み時間とかに入ってきて「何で歩けないの?」とか言ってくるので「私はこういう理由でこれができないから手伝って」と言えば、「ああ、 そうなんだ」と手伝ってくれるようになります。

遠足は、みんなはバスで行きますが、私は「親が車で送りなさい」と学校から言われます。でも車で行くと「海老原さんだけ車に乗ってきてほしい!」なんて子供からは言われる。子供って意識は平等です。大人ばかりが差別して、排除して。

大学でも障害を持った学生第1号でした。エレベーターがなく、通りかかる学生に毎日、教室まで車いすごと抱えてもらいました。ある時運んでくれる女の子たちがみんな厚底ブーツで、足がもつれて階段から車いすごと落ちました。幸い無事でした。

次の日学生課で「そういえば昨日落ちたんです。誰も怪我がなくてよかった」と話をしたら、あっという間にリフトが付きました。大学3年の時でしたが、「なんだ、もっと早く落ちておけばよかった」と思って(笑)。冗談ですけど。やはり事故でも起きないとバリアはなくならないんだなあとは思いました。

大学で図書館の改修があった時、学校側が「車いすトイレの作り方をアドバイスして欲しい」とか色々聞いてくれたことが印象に残っています。障害者本人が不便なところにいるからこそ実現することです。「これは困る」と発信し、みんなも「困っている人から話を聞く必要がある」と判る。

便利な道ばかり選ばず、差別やバリアに飛び込むことも大事だと学んできました。

私は24時間に近い介助が必要ですが、自治体によつては1日何時間という上限があるといいます。

\* 5：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営。 <http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/about/>

## 海老原 宏美（えびはら・ひろみ）さん

1977年生。脊髄性筋萎縮症2型。小学校から大学まで普通校に進学。2002年人工呼吸器導入。2001年11月東京都東大和市で自立生活開始。NPO法人自立生活センター東大和理事長、「呼ネット」副代表。DPI日本会議理事、著書『まあ、空気でも吸って』（現代書館・2015年）、出演映画『風は生きよという』。



生きることに地域格差があることはすごく差別だなと思います。

### 3 「点字を打つ音はうるさい」か？

**大胡田：**私は中学2年生の時に全盲の竹下義樹弁護士（京都弁護士会）の手記を読んで弁護士を志しました。中学、高校と盲学校でしたので、外の社会と初めてリアルに接したのは大学時代でした。やはり現実を突きつけられました。大学受験用の参考書に点字版などありませんでした。大勢のボランティアに教材を作ってもらいました。

そして多くの大学から受験自体を拒否されました。慶應大学は比較的スムーズに受験ができて、入学できました。でも入学してアパートを探しましたが、学生寮でも軒並み断られました。決まり文句は「安全が保証できない」「火が出たら危ない」です。結局、大学から電車2本を乗り継いで約1時間かかる場所で下宿が見つかりました。

4月に大学で授業が始まりました。「ちょっと大胡田くん、荷物を持って前に出てきなさい」と教授が言っています。どきどきしながら前に行くと「君の点字の音がうるさい」と苦情がでている。君は教室の端っこで授業を受けなさい」と言われました。大学に入って間もなくで結構ショックで思わず教室の前で涙ぐみました。

ところがこの話には続きがありまして、他の学生が教室のいたるところから私を弁護してくれたんです。

「君も同じ学生なんだから、好きなところで授業を受ける権利があるんだ！」と。

大討論会になり結果として「好きなところで授業を受けていい。うるさいと思う人のほうが動けばいい」となったんです。

辛い経験でしたが、摩擦を起こして互いを理解しないと社会は変わらないと身をもって経験しました。

5回司法試験を受けて合格しました。5回目に「パソコンの画面読み上げソフトを使って司法試験を受験する」ことを交渉しました。点字受験は可能

でしたが、今の司法試験の問題は膨大でとても点字では対応できず、パソコン利用を求めました。当初法務省も否定的でしたが、最終的には認めました。これは後に続く人にも成果でした。

妻は盲導犬を使っており、ものすごく差別を受けます。私が妻と外出するときは1匹の盲導犬が2人の視覚障害者を誘導します。飲食店の入店拒否はよくあります。カフェとかに一緒に入ろうとすると「お客様、犬は入れません」と言われ、寒い冬の時期でも外のテラス席で震えながらコーヒーを飲むなんてね。タクシーの乗車拒否もよくあります。タクシー乗り場で待っていて、順番が来たので「あ、そろそろ我々だな」と思って行くと、止まらず行っちゃうんです。ナンバーとか会社名が分かれば苦情も言えますが、それもできずに「悔しいよね」と互いを慰め合います。

不動産屋は「火が出たら危ない、段差があって危ないから物件を紹介できない」と言います。東京消防庁に聞きましたが、視覚障害者が火事を出しやすいというデータではなく、「視覚障害者は火事を出しやすい」は偏見です。

視覚障害者はむしろ初めて行ったところの段差の場所を覚えて目印にします。だから段差が危ないから紹介できないなんて視覚障害者を知らない故の偏見です。

障害のない人の側から積極的に質問してほしいんです。火はどうするんですか、段差が危なくないですかと。障害のある側からも、電磁調理器を使うから火の危険はないとか、生活訓練しているから段差は危なくないとか、相手を納得させる努力も必要かもしれません。お互いの『対話と摩擦』が必要だと思います。

### 4 「無関心」こそが一番の差別

**藤井：**最近ではパワーポイントですね。視覚障害者にとって、視覚情報に頼るパワーポイントでの説明では情報が入りません。また「待って下さい」は結構

## 藤井 克徳（ふじい・かつのり）さん

1949年生。1982年1月都立小平養護学校（現小平特別支援学校）教諭を退職し「あさやけ作業所」（日本初の精神障害者作業所）所長。1977年に共同作業所全国連絡会（現きょうされん）結成に参加。NPO法人日本障害者協議会代表、きょうされん専務理事、日本障害フォーラム副代表。著書『生きたかった』（共著・大月書店・2016年）、『えほん障害者権利条約』（汐文社・2015年）。



辛い言葉です。言う方は何の気なしですが、こっちは周りの状況を知りたいんです。それを抜きでは、ワンちゃんに『待て！お座り！』と言われるに近い屈辱感があります。

そして私は「無知」こそ差別だと思うんです。とりわけ、精神障害・知的障害においては無知どころか「無関心」です。安永健太さん事件という知的障害の青年が不審者と間違われて警察官に後ろ両手銃を掛けられて突然死する事件が2007年に佐賀で起こりました<sup>\*6</sup>。あの法廷を傍聴して驚いたのは、地域を守る警察官が「私は知的障害者と30年以上一度も接したことありません」なんて平氣で言うわけです。

無知・無関心こそが差別を助長する。「無関心」は直接差別・間接差別とは別の類型の一番の差別行為ではないかと思うんです。

### III 障害のある人の歴史を振り返る

#### 1 障害者制度の進展と課題

**司会：**障害者運動を牽引してきた藤井さん、歴史を教えて下さい。

**藤井：**戦中、戦前、障害者は「穀潰し」「非国民」など当たり前に言われていました。

戦後1949年、身体障害者福祉法が初めての障害者プロパーの法律です。

大きかったのは1981年国際障害者年で「一部の構成員を締め出す社会は弱くもろい」「障害者は特別なニーズを持つ普通の市民」など目からうろこの考えが示され「ノーマライゼーション」「リハビリテーション（全人間的復権）」等の理念も進展する。

1984年、宇都宮病院事件<sup>\*7</sup>を契機に精神衛生法が社会復帰を盛り込んだ精神保健福祉法に変わっ

た。また障害者の所得保障を目的として1986年度から無拠出の障害基礎年金制度ができました。そこが大きな節目です。

次の節目は2006年施行の障害者自立支援法です。「障害自己責任」と言われる考えが政策上公然と登場し、「障害は社会の責任で」と積み上げてきた成果が崩れかけました。同法違憲訴訟がそれを食い止めました。一方、国際的には障害者権利条約が2006年国連で採択されました。2006年は日本と世界で対照的な年でした。違憲訴訟の2010年基本合意により大半の障害者は応益負担から逃れられましたが、根本問題は残っています。

次に障害種別の視点で言うと、国際障害者年までは身体障害者中心の政策でした。1979年全ての障害児に教育の機会が与えられ、1980年代以降は知的障害者にも福祉制度が徐々に拡充し、1995年の精神保健福祉法で精神障害者にも福祉制度の一部を利用できるようにと進みます。

最近は発達障害や難病も福祉制度対象に入り始め、内実はともかく方向性は「障害種別を越えた政策」が方向づけられています。

他方、民間団体も変化を遂げてきました。戦後、障害種別ごとに様々な団体が誕生しました。その後、国際障害者年を契機に横断的に1980年に100団体余が集まり国際障害者年日本推進協議会ができて、次に2004年日本障害フォーラム（JDF）が種別を越え大同団結となったのです。

しかし、発展する歴史にあって、まるで沈殿しているかのように動かない問題があります。一つは明治以来変わらない民法の扶養義務制度です。扶養の責任は家族にあると。社会保障の費用負担は原則世帯単位ですが、民法の扶養義務条項が根拠です。つまり社会保障の公的責任を曖昧にする温床で障害

\* 6：2016年7月1日最高裁決定（「賃金と社会保障」No.1665）、2015年12月21日福岡高裁判決、2014年2月28日佐賀地裁判決（「賃金と社会保障」No.1658）。『健太さんはなぜ死んだか—警官たちの「正義」と障害者の命』（斎藤貴男・山吹書店・2017年）

\* 7：1983年宇都宮市の精神科病院報徳会宇都宮病院で職員らの虐待により患者2名が死亡するなどした事件。日本の精神科病院での人権状況が国際的にも批判を浴びるきっかけとなった。

## 大胡田 誠 〈おおごだ・まこと〉弁護士（60期）

1977年生。先天性緑内障により12歳で失明。2006年慶應義塾大学法科大学院修了、同年司法試験合格。著書『全盲の僕が弁護士になった理由～あきらめない心の鍛え方』（日経BP社・2012年）は2014年松坂桃李主演でテレビドラマ化。近著『今日からできる障害者雇用』（弘文堂・関哉直人弁護士らとの共著・2016年）。趣味はマラソン。2009年ニューヨーク・シティマラソンを5時間16分で完走。第一東京弁護士会所属。



者本人の自尊心を否定する根源です。

もう一つが障害者の貧困問題。圧倒的多くの障害者は相対的貧困線以下です。本質の課題が残ったままということを法曹の皆さんに理解頂きたい。

**司会：**弁護士も障害者権利条約の重要概念を押さえる必要があります。『インクルージョン』を私なりに訳すと「社会の中に誰もが受け入れられてとけ込む社会になること」かと。もう一つが『合理的配慮』、藤井さん解説して下さい。

**藤井：**50条からなる権利条約に「他の者との平等を基礎として」が35回登場します。権利条約は障害者に新たな権利を与えるわけではなく、もっぱら障害のない市民との平等性の確保を目指しています。『インクルージョン』は、藤岡さん（司会）の訳は正しいですが、端的にいえば「分けない」の4文字です。

『合理的配慮』はこれまでの国際人権条約にはない概念です。過度な負担でない限り合理的配慮を怠ったら差別ですと言い切ったことが権利条約の特徴です。合理的配慮は「一般的政策」ではありません。私は重箱の三段重ねにたとえます。1段目はユニバーサルデザイン政策。駅でいえばエレベーター。2段目は障害者に対する共通政策で、例えば券売機を車いす用に低くするなど。次にホームから車いすで電車に乗れない時に駅員さんが支援をしてくれる。これが重箱の3段目の合理的配慮です。

合理的配慮は条約で「特定の場合においては」とあり「個人個人に応じた」という意味です。「過度な負担」はいわば発展途上国や零細な企業等への配慮であり、一般論で言えば先進国で過度の負担の抗弁を乱発するのは恥ずかしい。

### 2 自立生活運動を通して感じていること

**司会：**統いて海老原さん、自立生活運動について教えて下さい。

**海老原：**自立生活運動は障害当事者中心の運動で、アメリカのバークレーで始まりました。それまで障害

者は保護の対象で、身体的自立と経済的自立が重視されました。身体的自立とは一生懸命リハビリをして一人で着替えができるようになることなど。経済的な自立は、パソコンを習って仕事をしてお金を稼げるようになりますなど。しかしそれだけが自立だと重度障害者の自立は難しい。そのためアメリカで障害者自身が経験・知識を体系化して障害を持つ仲間の相談（ピアカウンセリング）・アドボカシー（権利擁護）をしようとの考えが生まれ、自立生活運動の基礎となります。

日本でも施設でなく地域の中で自立しようという運動が1980年代頃から始まります。アメリカ留学した障害当事者が持ち帰ったり、それ以前からの青い芝の会（日本脳性まひ者協会）などの流れがあります。1970年代に障害を持った重度の脳性まひのお子さんの将来や介護の大変さを悲観して母親が子供を殺した事件が起きて、ご近所からはお母さんに共感し、刑の減輕運動が起きました。それに対して、「私たち脳性まひ者は殺されても当然の存在なのか」と脳性まひ当事者が刑の減輕反対運動を展開しました。そのような障害当事者の声もやがて自立生活運動につながります。自立生活運動のスローガンは「自己選択・自己決定・自己責任」とされています。家族や施設職員から自己決定を取り戻すことは正しい。けれど運動をここまでやってきて、私は自己責任を強調することに疑問を感じています。とりわけ重度の知的障害者・精神障害者などに、あなたが選んだのだからすべて自己責任ですとする姿勢は支援放棄にもなりかねないと思います。また、自己決定の代わりにやたらと成年後見が使われることは疑問で、医療が必要な重度の障害者や難病者は地域で暮らすのは無理と後見人に判断され病院や施設に入れられているのが現実です。

### 3 点字の読める視覚障害者は全体の2%程度

**司会：**大胡田さんに視覚障害のポイントがあればお願いします。

## 田門 浩 〈たもん・ひろし〉会員（50期）

1967年生。生まれつき耳が聞こえない。1990年3月東京大学法学部卒業。1991年～1996年千葉市役所勤務。1995年司法試験合格。1998年4月弁護士登録。2003～2004年米国留学。『手話と法律・裁判ハンドブック』（生活書院・2008年）監修。東京弁護士会会員。



**大胡田：**日本の視覚障害者は約164万人だそうです<sup>8</sup>。一般の方がイメージする視覚障害者は、白い杖をついて、点字が読める人でしょうか。

まず164万人のうち全盲者は約18万人で全体の約1割です。9割は視覚機能の弱い人でロービジョン<sup>9</sup>と呼ばれます。視力がゼロではないが社会的にとても不便を感じながら暮らしている。18万人の全盲者のうち点字を使う人は、3万人とも言われます。全盲者18万人のうち約2割、視覚障害者164万人のうち2%に過ぎません。ロービジョンの方には、視野が極端に狭い障害など多様な障害状態があります。「視覚障害者の合理的配慮は点字」と短絡しないため「対話」が必要です。

視覚障害者の障害内容の多くは情報障害です。IT技術がこれを変えつつあります。多くの視覚障害者が最近はパソコンが使えます。点字はできなくてもパソコンデータさえあれば様々な情報にアクセスできます。

制度的な課題として欠格条項があります。公務員試験の多くは「活字に対応できること」が受験や採用の条件です。採用条件に「単独で職務遂行できること」も多く、介助者を必要とする障害者は排除されています。これらは差別だと思います。

### 4 「手話は『言語』」とは、どういう意味か

**司会：**田門さんに聴覚障害者の歴史などについて簡単に説明お願いします。

**田門：**厚生労働省によると、日本で聴覚障害を持っている人は約34万人<sup>10</sup>です。このうち日常で手話をっている人は4～5万人、1割程度でしょう。

1878年ろう学校ができました。実は明治の間は手話を使って教えていたんですよ。ところが大正時代からろう学校で手話が禁止されました。平成に入りいくつかのろう学校で少しづつ手話が使われ始め

ました。

**司会：**なぜ聴覚障害の人の学校なのに手話が禁止されたのですか。

**田門：**昔のろう学校の教育目的は、障害のない人とそっくり同じになるための「同化教育」でした。障害のない人は身振り手振りの手話はせず、口で話します。ろう者もそうすべきと教えられました。手話は発音習得の妨げと誤解され大正時代からろう学校で手話は禁止されました。手話と発語、日本語力が両立可能と分かり、学校で手話が解禁されたのはごく最近のことです。

でも聞こえない子供は学校に禁止されても、先輩からこっそり手話を習って自然と身に付けました。今こうして手話を使う私も学校では手話は禁止でした。手話を使った姿が先生に見つかれば手をパチンと叩かれました。

手話禁止時代のろう学校では、生徒は先生の口の形を必死に読もうとしても上手くいかず日本語力も育たない人も多いわけです。この世代の人はろう者同士では手話で不自由なく会話しますが筆談が苦手な人は多い。他方手話ができないろう者も多くいます。

**司会：**障害者基本法で手話が言語だと規定されました  
が、ネイティブな手話の使い手である田門さんにお聞きします。英語など外国語と異なり手話は日本語を伝えるツールに過ぎず日本語の一種ではないのでしょうか。

**田門：**日本手話は例えば「てにをは」等の助詞は、表情など使って表します。手話の文法は日本語と様々な面で違い日本語と日本手話は別言語です。

バイリンガルの人も夢の中では母語でしょう。私たちは手話で夢を観ます。寝言も手話です。手話で思考します。頭の中から手が生えて動いている感じです。

\* 8：日本眼科医会の2009年9月17日発表

\* 9：low vision

\* 10：厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」の推計値

司会  
藤岡 毅（ふじおか・つよし）会員（47期）

東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会福祉制度部会長。元・内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会委員（2010年4月～2012年7月）。障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長。介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表。



手話は「日本語対応手話」と、「日本手話」の2つに分かれます。生来のろう者が使うのが「日本手話」です。日本語対応手話は、日本語に合わせて手話をします。

## IV 読者に伝えたいこと

司会：では今までで言い切れなかったことなどお願いします。

### 1 「共に育ち、共に過ごすこと」の価値

海老原：母は「地域で生まれたんだから地域の学校に行くのが当たり前」と本当にシンプルな理由で地域の普通小学校への進学を強力に進めました。

学校からは親の付き添いが入学条件とされました。母は仮病を使って休み、やむなく先生が車いすを押すと「なんだたいしたことない」と。ついには「行事の時だけ来て下さい」となりました。

でもやっぱり差別は強く記憶しています。小学校の修学旅行の山登りで、学校側は「途中転落したら困るから海老原親子は山のふもとにいなさい」と。3時間以上山のふもとで二人きりで待たされました。

中学になってからは、思春期に親がいつもそばなんて嫌ですから、私は「親の付き添いが条件ならば行事に参加しない！」と学校側に宣言しました。

そしたら緊急職員会議が開かれて「どうしよう、海老原がこう言っている」と大騒ぎで「仕方ない、女性教員が介助しよう」と大きく変わりました。

高校でも大きな変化がありました。トイレや教室移動で教員が介助すると、せっかく友達とおしゃべりしている時に雰囲気を壊しちゃうし、周囲の生徒にも「この子は自分たちとは違う」とインプットされるのも嫌でした。

そのため高校からはトイレ介助を含め生活介助を友達に全部頼んだんです。日常生活の介助を通して

「自分たちと同じようにトイレに行きお腹もすぐ普通の人なんだ」と知ってもらえたと思います。

高校時代の友人たちも子を産む年代になり、当然障害児が産まれることもあります。すると「学生時代海老原さんと一緒に過ごしたからか周囲や親がいうほど別に自分はショックじゃなかった」というんです。「大変かもしれないけれど、その子の存在を否定せずに、一緒に生きていこう」とすぐ切り替えられたというんです。

「障害を持った人と共に過ごす」、これは世代を超えて影響することが今になり分かってきて「自分がやってきた日々はむだじゃなかったかな」と。

15年間自立生活センター運動をやってきて、障害者差別をなくすための根本はインクルーシブ教育だと、地域の学校に障害を持った子が存在していること自体が重要なんだと気づきました。勉強なんていつでもできます。でも、人と人が共にいて、葛藤が生まれてぶつかって乗り越えてというのは、小さい頃の経験でしかできないんです。

特別支援学校がそこにある限り「定員割れしないようにそこに生徒を入れよう」とします。今「うちの子は特別支援学校へ」と希望する親が増えています。摩擦を避けて安全な場所にと。でも社会に出たら当然摩擦は起きます。起きた摩擦をコントロールする力を身に付けるためにも地域の学校に行きましょうと当事者として伝えていきたい。

### 2 障害者ってかっこいい

司会：『全盲の僕が弁護士になった理由—あきらめない心の鍛え方—』（日経BP社）がTBSでテレビドラマ化<sup>\*11</sup>されて松坂桃李さんが大胡田さんを演じました。

大胡田：あのドラマが良かったのは「可哀そうな障害者が健気に頑張るドラマ」じゃないことです。かっこいい松坂さんがすぱっと事件を解決しアシスタント

\* 11 : <http://ec.nikkeibp.co.jp/item/books/197410.html> (日経BP社), <http://www.tbs.co.jp/tbs-ch/item/d2559/> (TBS)



と二人三脚でかっこよく仕事をする。

去年試しにネット検索すると、障害者差別解消法だと20万件ですが、リオパラリンピックだと1000万件ヒットします。障害者に関心のない人に正義とかをいくらいっても通じにくい。障害者ってかっこいいとポジティブなメッセージの方が伝わりやすいと感じます。海老原さんみたいにきらきらしている障害者が町の中に溢れればすごくいいメッセージと思うんです。

ただ、誤解もあって、松坂さん演じる私が香水の匂いで浮気が分かるシーンがあるんです。あれから「私の彼の匂いをかいでの」なんて言われます。みんなそんなに浮気をしているのか知りませんけど、僕は匂いで浮気は分かりません（笑）。

## V やまゆり園事件を考える

### 1 価値のない人などいない、 価値を感じられる社会に

**司会：**次に津久井やまゆり園事件<sup>\*12</sup>から障害者の尊厳など考えてみます。まず海老原さん、主演映画『風は生きよという』<sup>\*13</sup>も織り交ぜてお話しいただければ。

**海老原：**「障害者は社会に必要がない存在」かですが、人の価値はどこで決まるのでしょうか。『風は生きよという』という映画は、尊厳死法制化反対の思いを込めています。

「呼吸器や胃瘻を付けてまで生きたくない」という風潮もある中で、目の悪い人が眼鏡を掛け、歩けない人が車いすを使うように、呼吸ができない人が呼吸器を使うのは、必要なサポートを受けながら地域で自分らしく生きていく選択肢の一つに過ぎないとの情報提供です。

上映会でのアフタートークでは屋久島の縄文杉と富士山の話をします。屋久島に大勢の人が山を登って杉を見に行きます。「自分の悩みなんてちっぽけだった！」とか感動して帰ります。富士山なんて電車からチラリと見えただけで「今日はいいことあるぞ」なんて思います。でも縄文杉は木に過ぎないし、富士山もただの盛り上がった土に過ぎません。それに感動するのは見ている側の人間の心です。ただの木や土に価値を感じられる人間なのだから、生きている人間に価値を見出せない訳がない。世の中に価値のある人間とない人間という区別などなく価値を感じられる社会になればいいわけです。

そのためには様々な価値観を持った人が常に分けられずに同じ地域にいることです。

重度知的障害者の役割は何なんだろう、あの人はどんなことをしたら悲しいのかなとか、出会うことで疑問に持つ、そして対話が生まれお互い言いたいことを言い合う過程が必要です。その対話を妨げるのが「分ける教育」で、差別の根源です。

重度障害者は差別を無くすために不可欠な存在です。そういう人も社会に出て議論を巻き起こすことが必要です。そのための上映会だと思います。

### 2 人類の障害者虐殺の歴史は 私たちに何を教えるのか

**司会：**続いて藤井さん、ナチスドイツでの障害者虐殺<sup>\*14</sup>も含めてお話し下さい。

**藤井：**事件の特異な部分は、法廷で明らかにして欲しい。問題は特異な側面だけでは片付けられない問題です。社会に蔓延する優生思想的な考えに後押しされたのではないか。優生思想的言動は日本の政治・行政のリーダーが繰り返していました。ある県は8年間「不幸な子どもを産まない県民運動」をやりました。

\* 12 : 2016年7月26日、神奈川県相模原市にある知的障害者入所施設神奈川県立「津久井やまゆり園」において、2月19日まで常勤職員として勤務していた26歳の男性元スタッフが、19人の利用者を殺害し、27名（職員含む）を負傷させた事件。「事件を起こしたのは不幸を減らすため」等の動機も報道されている。

\* 13 : <http://kazewaikiyotoiu.jp/>

\* 14 : NHKハートネットTV 2015年8月25日等 障害者と戦争 ナチスから迫害された障害者たち（1）20万人の大虐殺はなぜ起きたのか。

最近もある県の教育委員が「(障害児は) 妊娠初期に減らしていける方向に」等。同様の発言は有力な政治家からも繰り返されています。社会の土壌にこのような考えがあり、地続きとして不寛容社会などの今の社会がある。障害者問題は社会の縮図です。

2015年からNHKとナチスドイツの『T4作戦』\*15を共同取材しています。アウシュビッツなどのユダヤ人大虐殺は有名ですが、その前に精神障害者や知的障害者が社会に「価値なきもの」とみなされて20万人以上虐殺された人類の恥すべき歴史です。価値なきものとは、兵力にならない者、働けない者です。

日本でも優生保護法により断種を強制された障害者は多数いますが日本政府はこれを未だに謝罪していません。この結びつきを考えないといけない。

権利条約は優生思想に対峙するがごとく、一番短い第17条で「その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する」とします。そのまでいいよと含蓄ある条項です。

ナチスのヒトラーの精神障害者虐殺命令は1939年9月1日、第二次世界大戦開始日に発令されました。人類はこの象徴的な意味を検証する必要があります。でもこれはヒトラー独自の発案ではなく、翻ること約20年前の1920年に精神科医と法律家による「価値なき生命の抹殺を容認する書」という提言書が出ています。

障害者虐殺はユダヤ人大虐殺の予行演習に過ぎませんでした。ガスでの大量殺りくの方法や焼却炉などのインフラやノウハウは絶滅収容所に受け継がれました。

この前には何が起きていたか。1933年断種法・遺伝性子孫予防法をヒトラーは政権奪取直後に施行し、遺伝性のろう者、盲人ら約40万人が断種手術を強制され、うち約5000人は死亡します。

まず断種があり、T4で障害者20万人虐殺、ユダヤ人約600万人の虐殺に至る流れです。実は今回の

報道前、障害者虐殺とユダヤ人虐殺は無関係という説もありました。しかし今回の取材で段階的・連続的に実施されたものと決着したと確信しました。

すると問題は初期段階、断種段階でなぜ食い止められなかったのかです。もっといえばそれ以前に障害者らの断種を許す空気・兆候があったはずです。この歴史から、今の社会をどう評価し、何をなすべきか考えるべきです。

### ③ 大規模入所施設の存在自体に問題があるのでは

司会：では大胡田さん。

大胡田：事件の背景に大規模入所施設の抱える問題を無視できません。津久井やまゆり園は3万m<sup>2</sup>に約150名の障害者が入所していました。人間ってたくさん集まると物に見えてきちゃうようなところがあります。そして重度の知的と身体の重複障害など、語弊を恐れずに言えばスタッフからは手間が掛かり精神的ストレスも大きい。無意識にせよ人が物に見えるような心理構造があったのではないか。

あとは匿名報道の問題です。大勢亡くなった殺人事件で被害者が匿名という例はほぼありませんが、重度知的障害施設だと何故許されるのか。これは障害者を見て見ぬふりをする風潮に繋がります。「あの家には障害者がいる」と言わされることを恐れるのは、隠さなければと家族に思わせる社会の問題です。願わくば実名が公表され、顔と名前をもって生きてきた歴史ある一人ひとりと向き合って一緒に考えていきたい。

### ④ 障害のある人が地域の一員でないことが不幸

司会：では田門さん。

田門：加害者は障害者を仲間として見ていなかった。もし、彼らが同じ地域のメンバーと見ているのであれば殺すのではなく、仲間として共に生きることを

\* 15：ナチスドイツで行われた障害者安楽死政策。「T4」は安楽死管理局があったベルリンのティーアガルテン通り4番地に由来する。



選ぶはずです。施設に入ると地域から切り離されてしまい、同じ仲間と感じてもらえなくなったことが不幸なこと思います。

## VII 弁護士・弁護士会への変革の必要性や希望

**司会：**最後に、社会変革の必要性、弁護士・弁護士会に期待することをお願いします。

### 1 「お店の混雑時に車いすは来るな！」を気軽に相談できる弁護士会に

**海老原：**弁護士ってものすごくハードルが高くて、相談するのにも相当勇気がいります。日常ちょっと困ったことでも相談できるようにして欲しい。居酒屋に電動車いすで行って「混んでる時は来ないで！」と入店拒否されることはわれわれには日常ですが「これって法的にはどうなんですか？」と気軽に聞けるシステムがあつたらいい。弁護士のハードルを下げて門戸を広げたら、助かる人が増えるんじゃないでしょうか。

**司会：**貴重なご意見ありがとうございます。では、大胡田さん。

### 2 妄想を抱えるような相談者を支えることこそが弁護士と弁護士会の役割

**大胡田：**アメリカのある社会学者は、クリエイティブな活動が盛んな都市には「多様性に対する寛容さ」という共通点があるといいます。シリコンバレーなど活発に活動する地域は同性愛者も多くて、多様性に対する寛容さが顕著だと言います。多様な人を包括（インクルーシブ）するには手間とお金が掛かると思われるがちです。でも色んな人の存在で想像力が刺激され、回り回って社会全体の活力になると私は思います。

また、統合失調症のような妄想を抱える相談者を露骨に嫌悪する弁護士も誠に恥ずかしながら存在し

ます。

しかし、人権の守り手としては、そういう方にこそ弁護士の支援が最も必要と考えるべきです。そういう人の声を聴いて、どうやってみんな一緒に生活できるかを考えてサポートするのが弁護士と弁護士会の役割と思います。

### 3 障害のある法曹がもっと増えて欲しい

**司会：**田門さん、お願ひします。

**田門：**障害のある弁護士が増えると障害のある方々も司法にアクセスしやすくなります。今、日本では聴覚障害のある弁護士が約10人、視力障害のある弁護士は8人ほどでしょうか。車いすの弁護士も増えています。でもアメリカなら聴覚障害のある弁護士は300人以上います。視覚障害のある弁護士は何人いるんでしょうか。

**大胡田：**アメリカでは「そんなの数えられないくらいいるよ」と言われました。

**田門：**検察官と裁判官も障害のある人がたくさん出ればいいなと思います。

### 4 弁護士法をちゃんと実行して欲しい！

**藤井：**弁護士法第1条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」です。基本的人権と社会正義に最も遠い存在の一つが障害分野です。

弁護士や弁護士会が、弁護士法をまともに遂行するならば、障害問題にもっと対峙してもらえるはずです。ぜひじかに障害者と接して下さい。無知・無関心は差別と通底します。実態を知って下さい。例えば、精神科病院には医療上必要でない社会的入院患者が10万人以上いて人権侵害です。これらのことにもっと力を發揮して欲しい。

**司会：**ぜひ気軽にご相談いただける弁護士、弁護士会でありたいと思います。今日は本当に素晴らしい座談会をありがとうございました。

(構成：藤岡 賀)

# 障害者権利条約と日本の成年後見制度 —本人意思の探求こそが後見人業務の主題—

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 稲村 晃伸 (60期)



## 1 障害者権利条約の批准と成年後見制度

日本は、2014年1月20日、障害者権利条約を批准した。同条約は第12条で、①障害者を法的能力によって差別することを禁止するとともに、②これまでの「代行的意思決定」を廃止し、本人に不足する判断能力を意思決定支援により補い、本人が法的能力を行使できるようにする「支援付き意思決定」に転換するよう締約国に求めている。

いわゆる「代行的意思決定から意思決定支援へのパラダイム転換である。

日本の成年後見制度は、精神上の障害による判断能力の低下に応じ後見・保佐・補助の3類型に分け、後見類型では画一的な行為能力制限と包括的な代理権が付与され、保佐類型でも民法13条所定の行為につき画一的に行行為能力制限がなされている。そこで、同条約の批准を受けて、日本の成年後見制度は、①後見類型への偏重や過重な費用負担、家庭裁判所の監督体制の不備等の問題点について運用面での改善と②代行的決定制度から支援付き意思決定制度への法改正を含めた根本的な制度改革を迫られている。

以上を念頭に、弁護士が成年後見実務を担当するにあたり注意すべき点を検討したい。

## 2 意思決定支援における後見人の基本姿勢

日本の成年後見制度は、後見人に包括的代理権を付与し、比較的広範な裁量を与え、後見人が本人の客観的な最善な利益を図ることが是とされている。しかし、その一方で「自己決定権の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の理念からは、広範な裁量に一定の制約があり、民法も意思決定支援を直接規定してはいないが、民法858条（876条の5第1項、876条の10第1項）は、本人の意思尊重義務を課している。

そのため、成年後見業務追行上の実務的留意点としては、本人の意思決定の形成過程において福祉支援員、相談支援員、友人、医療従事者、親族などの協働作業を意識すべきであろう。

まず本人が自己決定できるように、実行可能なあらゆる支援（自己決定を行う上で不可欠な情報理解・記憶

保持・比較検討・表現それぞれの局面において、本人の特性に基づく合理的配慮を行う）を関係者とともに追求し、当該事案において意思決定支援がこれ以上不可能もしくは不適切になった時点で、身上配慮義務に基づく他者決定支援へと切り替え、最後の手段としての法的な代理・代行決定権限を行使して本人の利益保護を図るべきである。そこでの後見人による決定の指針はあくまでも本人の意向や主觀的価値観に求められる。

## 3 実務上の留意点

成年後見業務を行うに当たり、まず探求すべきは、本人（成年被後見人）の意向ないし意思である。よって、後見人としては、これまで以上に、日頃から本人とコミュニケーションを密にし、本人の正確な意思や選好・価値観を把握するよう努めたい。一見すると不合理な決定を本人が選択しようとする場合も、直ちに本人に能力がないと結論づけるのではなく、まずは、様々な選択肢を本人が検討したうえで自己決定できるよう、本人の支援者とともに意思決定支援を尽くすことが肝要である。

仮に意思決定支援を尽くしても本人の現在意思が把握困難又は本人が意思決定を行うために不可欠な前提要素（例えば、決定に至るために最低限必要な情報理解等）が欠けている場合には、本人が過去に表明した意思や、福祉関係者等の周囲の支援者等からの情報を総合考慮して、その現在意思を推測せざるをえない。その場合には、周囲の支援者と議論を尽くすことが重要であり、そのような協議の積み重ねが、本人にとっての「（主觀的）最善の利益」の追求、ないし国連の障害者権利条約委員会が同条約12条の解釈に関する一般的意見第1号において言及している本人の「意思と選好に基づく最善の解釈」に繋がるものと思われる。

最後に、本人の現在意思の推測すら困難な場合には、最終手段として、後見人が代理・代行決定権限を行使せざるを得ない段階に至ることもあるが、本人にとっての「（主觀的）最善の利益」の追求を念頭に、権限行使（介入）が許されるとしても必要最小限度の範囲に限られる。

# 障害者虐待防止法のポイント

## —頻繁に起きている障害者虐待—

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 瀬谷ひろみ(60期)

### 1 障害者虐待の現実

2016年6月15日、鳥取県の障害者支援施設において知的障害のある女性入所者3名に対し、最長20年から3年にわたり、1日14時間から6時間半、居室を外部から施錠する虐待が行われていたというショッキングな事件が報道されたことは記憶に新しい<sup>\*16</sup>。それ以降も、静岡県の障害者支援施設の職員が、施設に入所している重度心身障害者に暴力を振るったとして逮捕・起訴された事件<sup>\*17</sup>、熊本県の知的障害者支援施設の職員による利用者の所持金の使い込みや差別的発言、入所者の襟首をつかむ等の身体的虐待等につき県が改善指導を行った事案<sup>\*18</sup>(ともに同年11月報道)、長崎県の障害者就労支援施設の元利用者2名が性的虐待や精神的虐待を行った施設運営団体の役員に対してなした損害賠償請求が認容された事案(2017年2月報道)<sup>\*19</sup>等、障害者虐待に関する報道は枚挙に暇がない。

また、平成27年度に自治体により障害者虐待と判断された件数は、養護者による虐待件数は前年度からはやや減少したものの1593件に上り、障害福祉施設従事者等による虐待件数は339件で前年度から9%増加した<sup>\*20</sup>。また、使用者による障害者虐待の相談・通報件数も前年度から28%増加(848件)しており<sup>\*21</sup>、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行から4年以上が経過した現在も、障害者虐待の問題は依然として深刻な状況にある。

### 2 障害者虐待防止法のポイントと 障害者虐待案件対応の留意点

弁護士が障害者虐待案件に関与する場合の多くは、虐待を受けている者の家族や福祉関係者からの相談を契機とす

るものと思われる。障害者虐待の場合、虐待行為の多くが家や施設、職場等の密室で行われ、本人が被害を訴え難く、また、本人がSOSを出していても我々がそのサインを上手く受け取れない場合もある。そのため事実確認や証拠収集が困難な場合が多い。そのような場合、相談を受ける弁護士も一人で全て対応しようとせず、早い段階から自治体や地域の福祉関係者に相談するとともに、これらの関係機関を通じて精神保健福祉士等、専門家のサポートを受ける等関係者と連携し、役割分担を行い本人の保護のための最適な手段と着地点を検討する必要がある。

その際、よって立つところが2011年6月17日に成立し、翌2012年10月1日から施行された障害者虐待防止法である。同法のポイントは図4のとおりである。相談を受けた弁護士は自治体及び関係者等とケース会議を行いこれら機関と連携して、同法に定める自治体の調査監督権等の発動を促して事実確認や証拠収集を行い、本人の一時保護を図る等の対応を行う。虐待の案件は本人の生命身体の危険に関わるため相談やケース会議等で専門職として迅速かつ正確な判断を求められる場合もある。困難事例に直面し判断に迷った場合には、一人で抱え込まずに当委員会<sup>\*22</sup>へ相談されたい。

#### 図4 障害者虐待防止法のポイント

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待の禁止（3条）</li> <li>● 障害者虐待の防止に係る国及び地方自治体、国民等の責務規定（4条、5条）</li> <li>● 障害者虐待の早期発見に関する努力義務（6条）</li> <li>● 虐待を発見した者の通報義務（7条1項、16条1項、22条1項）</li> </ul>	<p>養護者による虐待の防止（第二章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通報を受けた市町村による事実確認のための立入調査権（11条）</li> <li>一正当な理由なく拒否した場合等につき30万円以下の罰金（46条）</li> <li>✓ 一時保護（9条2項）</li> <li>✓ 後見申立（9条3項）</li> <li>✓ 通報者保護規定（8条）</li> </ul>	<p>障害者福祉施設従事者等による虐待の防止（第三章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通報を受けた市町村又は都道府県による、社会福祉法等に定められた施設に対する監督権限等の行使（19条）</li> <li>✓ 措置の公表（20条）</li> <li>✓ 通報者保護規定（18条）</li> <li>✓ 通報による不利益扱止（16条4項）</li> </ul>	<p>使用者による虐待の防止（第四章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通報を受けた市町村又は都道府県による都道府県労働局への報告（23条、24条）</li> <li>✓ 労働局による労働基準法等に定められた使用者に対する監督権限等の行使（第26条）</li> <li>✓ 措置の公表第28条）</li> <li>✓ 通報による不利益扱止（22条4項）</li> </ul>
● 就学する障害者等への虐待防止等の措置の実施を学校長等に義務付け（第五章）			

\* 16 : 2016年6月15日付産経新聞

\* 17 : 2016年11月17日付静岡新聞

\* 18 : 2016年11月16日付西日本新聞

\* 19 : 2017年2月26日付長崎新聞

\* 20 : 2016年12月16日付厚生労働省プレスリリース「平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」

\* 21 : 同上

\* 22 : 東京弁護士会人権課 TEL 03-3581-2205

～障害のある人から法律相談を受けるにあたり弁護士として知っておきたいこと～

## 障害者法律相談

### Q&A

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 平河 有里（62期）

委員 清水 満穂（63期）

委員 福元 温子（64期）

委員 大島 洋次（66期）

障害のある人の人権と弁護士の使命

**Q 障害のある方から法律相談を受ける場合、どのようなことに気をつければよいでしょうか。**

**A** 障害者を対象とした専門相談以外でも、弁護士であれば誰でも障害者からの相談を受ける可能性があります。相談者の話のつじつまが合わないからといって、直ちに「法律問題ではない」と判断してしまうようなことは厳に戒められるべきです。障害者の人権擁護は弁護士の重要な使命の一つであるというだけでなく、障害者差別解消法により、当会及び弁護士を含む事業者は、障害者の不当な差別的扱いをすることを禁じられており、合理的配慮を提供する努力義務が課せられています。

障害者からの相談も一般法律相談と同じであり、①相談者の特性で事件をえり好みしない、②言葉が流暢ではなく一見つじつまが合わなくても客観証拠から事実を組み立てる、③相談者の素朴な言い分を、あくまで法的に評価判断することが大切です。

これに加えて、障害者から相談を受ける場合、障害の種類や個人の特性に応じた配慮が求められます。例えば、車いすを利用される方などの相談場所までの移動に困難がある方に対しては、事前にバリアフリー環境の確認と確保が必要になります。

**Q 聴覚に障害のある方とのコミュニケーションの取り方を教えて下さい。**

**A** 聴覚障害者に限らず、コミュニケーション手段に関する障害は外見からは分かり難いことがあります。障害のあることに気づいたら、事前にどのような配慮を希望するのか確認することが大切です。

聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つに手話がありますが、手話を用いない方もいます。また、手話にはいくつか種類があり、「日本手話」は、日本語とは異なる独自の文法体系であり、日本語とは別の

独立した言語です。「日本語対応手話」は、日本語と同一の語順で手話単語を並べたものであり、日本語を習得した後に聴覚を失った方（中途失聴者）が用いることが多いとされています。相談者が手話通訳の配置を希望した場合、合理的配慮の一環として、できる限り対応することが望ましいです。東京では、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営する「東京手話通訳等派遣センター」に手話通訳派遣（有料）を依頼することが考えられます。オアシス高齢者・障害者専門相談（来館・出張）では、相談者から希望があった場合、当会が上記センターに依頼して手話通訳者を派遣してもらうことになっています。

筆談を行う場合、聴覚障害者の中には日本語の読み書きが苦手な方もいることから、相手の状況に合わせて、遠回しの表現は避けて、簡潔で分かり易い表現を用いるなど留意する必要があります。

電話は、相談者のそばで手話通訳者に通訳してもらわない限り、利用することはできません。遠隔地の場合、電子メールやファックスを用いることが考えられます。

**Q 障害者手帳制度について教えて下さい。**

**A** 一般に障害者手帳と呼ばれるものには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳があります。

身体障害者手帳は、身体障害者法を根拠とするもので、手帳交付対象となる障害は身体障害です。精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法を根拠とするもので、対象となる障害は全ての精神疾患です。療育手帳は、根拠となる法律は存在せず、都道府県や政令指定都市の判断で交付されているもので、対象となる障害は知的障害です（東京都では、療育手帳を「愛の手帳」と呼んでいます）。

これらの手帳には障害の程度・等級が記載され、



平河有里

清水満穂

福元温子

大島洋次

障害の程度によって受けることのできる福祉サービスが異なります。なお、障害者手帳における等級は、障害年金の等級と異なる場合があるので、注意が必要です。

手帳取得によって受けられる福祉サービスは、地域や障害の種別・程度によって異なるため、詳細は市区町村に確認することが必要ですが、一般的には、医療費の助成、所得税・住民税等の優遇、相続税に関する障害者控除、公共料金の割引サービスといったものがあります。

**Q 国民年金の保険料を払っていない方は、障害基礎年金を受給できないのでしょうか。**

**A** 障害基礎年金は、公的年金から支給される年金給付の制度で、病気や怪我で障害の状態となった者の生活を保障するものです。

障害基礎年金は、公的年金制度であるため、原則として、初診日（＝障害の原因となった傷病で初めて医師の診療を受けた日）の前日までに保険料を納付していることが受給要件となります。全額支払いなくとも受給することができます。

具体的には、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、滞納期間が3分の1を超えていない場合、又は、初診日の前々月までの1年間の被保険者期間に保険料の滞納がない場合は、受給要件を満たします。

また、生まれながらあるいは未成年のときから障害を発症して成人前に受診歴のある障害者（初診日が20歳未満の人）は無拠出制の障害基礎年金を受給できますので、国民年金の保険料納付は一切不要です（但し所得制限があります）。

初診日の事実認定は、前述の保険料の納付要件との関係だけでなく、障害年金を遡及請求する場合や障害認定日との関係でも極めて重要なものです。実

務でもよく争われています。

障害年金は障害者の方から相談をよく受ける分野であり、専門的な知識が必要とされることから、弁護士としては、よく調査した上で回答しなければなりません。

**Q 精神障害者の方から障害のために仕事が続かないとの相談を受けました。どのような助言をしたらいいでしょうか。**

**A** 職業活動を続けるにあたっては、以下の機関・人物に相談することが考えられます。障害者の方は情報から疎外されている場合が多くあるため、情報提供することも重要です。

- (1) 市区町村の障害者就労支援センター：就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーターが職業支援、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援や日常生活及び社会生活支援を行っています。2017年2月現在、東京都には53か所あります。法律相談の場でインターネットが使用できれば、東京都の支援事業一覧を参照し、具体的に自宅近くの支援センターを案内することが好ましいと思われます。
- (2) (1)のほかに障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターという機関があります。これらの機関は東京都内にはそれぞれ数か所ずつしかないため、紹介する際は相談者の自宅近くにあるか確認が必要です。
- (3) ジョブコーチ（職場適応援助者）：ジョブコーチとは、障害者、事業主、障害者の家族等に対して、障害者がその職場に適応できるよう職場内外の支援環境を整える者を言います。例えば、企業内のニーズを調査して同企業内の障害者の仕事に結びつけたり（一般企業に雇用される企業内ジョブコーチ）、外部から障害者の就労先を定期的に訪問して定着支援を行ったりします。

**Q 知的障害の子を持つ高齢の親御さんから、子の将来について相談を受けました。どのような助言をしたらいいでしょうか。**

**A (1) 福祉サービスの必要性**

まず、福祉サービスを受けているかどうか確認しましょう。障害者に対する権利侵害の要因に、社会における障害者の孤立が挙げられます。障害者を福祉サービスにつなげることは、権利侵害の予防にも繋がります。以下福祉サービスについてご説明します。

①療育手帳の取得：手帳が交付されることによって、一貫した指導・相談が行われるとともに、各種福祉サービスが受けやすくなります。最初に手帳を取得しているかを確認し、取得未了であれば取得を促しましょう。手帳の詳細は前述のとおりです。

②支援施策の利用：まず、暮らしの場として、グループホーム（障害者総合支援法の共同生活援助）があります。次に日中に通所する場所としては、就労継続支援B型事業所（軽作業等を行い、工賃が給付される）、生活介護事業所及び地域活動支援センターがあります。多くの自治体では地域生活支援事業の移動支援事業として、ガイドヘルパー派遣事業を実施しており、ヘルパーと外出等の活動をすることも考えられます。

**(2) その他障害者を消費者被害等から守る方法**

障害者の予防的な権利擁護の方法としては、①社会福祉協議会が行っている、日常の金銭管理や福祉サービスを受けるための手助けを行う日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の活用、②弁護士との間でホームロイヤー契約の締結、③弁護士等による任意の財産管理契約の締結、④成年後見制度の利用などが考えられます。

**Q 精神科病院の入院患者からの退院請求・処遇改善請求の相談依頼を受けたら、どうしたらいいでしょうか。**

**A** 日本の現状では、医療的には退院可能なのに、受け入れ条件が整っていないために退院できない「社会的入院」も少なくないとみられています。入院患者からの相談に対応することには社会的意義があり、積極的な対応が求められています。

精神保健に関する相談・依頼には日弁連の委託援助制度が利用できます。なお、精神保健に限らず、相談者が相談場所へ来られない場合、法テラスの出張無料相談（事前申請要）を利用することもできます。

精神保健福祉法により、精神科病院の入院には、措置入院、医療保護入院、緊急措置入院、応急入院、任意入院などの種類があるので、まず入院形態を確認しましょう（本稿では医療觀察法による入院は除外しています）。

入院患者と弁護士との交通は精神保健福祉法で保障されています。まずはご本人と対面して相談を受けることが肝要ですが、可能であれば早期に主治医や家族等からも情報収集するべきです。

相談への対応例として、①ご本人と面会（病名・病状、治療状況、薬、希望などを確認）、②主治医と面談（退院についての見解、退院に至っていない理由を聴取）、③家族等からの事情聴取、④ご本人と再度面談（②③の結果を踏まえ、希望を確認）、などを行います。

相談の結果、退院請求や処遇改善請求を受任した場合の対応例として、①都道府県知事等宛の請求書を、精神保健福祉センターへ提出して、受理通知を受領、②意見書及び資料を提出、③（病院管理者や家族への）意見聴取への立会、④審査会で意見陳述、などを行います。

参考資料として、日弁連会員専用サイト（[https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki\\_manual/kaji\\_korei\\_shogai/fukushi.html](https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/kaji_korei_shogai/fukushi.html)）に「精神保健福祉マニュアル」が掲載されおり、退院・処遇改善請求書のサンプル書式など、資料も豊富に添付されています。

# インタビュー：大谷恭子会員に聞く 「共生（インクルーシブ）教育を求めて」

聞き手・構成：高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 大瀧 靖峰（61期）  
委員 藤岡 毅（47期）

## 1 障害者の教育分野に取り組むきっかけ

—— 障害者の権利擁護の中でも教育分野に特に力を入れるようになったきっかけを教えて下さい。

もともと刑事弁護をやりたくて弁護士になりました。弁護士2年目のとき、小学校の校門を乗り越えて逮捕された人の接見依頼が来ました。当時養護学校2年生だったK君が、地域の小学校に転校を希望し、これが容れられずK君は校門の前で毎日勉強していました。ある日、校内のトイレを借りようと、K君にその日勉強を教えてくれていた支援者が校門を乗り越え、建造物侵入罪で逮捕され、起訴されました。支援者は公務員で、有罪になったら失職します。そこで、私は、K君に小学校の学籍さえあれば建造物侵入罪は成立しない、K君の転校を認めない学校指定処分は違法であると主張し、刑事事件でしたが、障害のある子の地域の学校の学籍を求める刑事行政裁判となりました（注：東京高判昭和57年1月28日判例タイムズ474号242頁）。

## 2 分離教育の問題点

—— どうして障害のある子と障害のない子が一緒に学ぶことが大切なのでしょうか。

できるだけ小さな時からごく普通に障害のある人と出会うことによって、当たり前の人間関係ができます。障害のある子を地域の学校から排除して、いくら人に優しくと言っても、日常的に関わり合う仲間にはなれません。今では、共生社会の必要性は普通に言われるようになりましたが、これは分けない教育によつてしか、実現できないと思います。

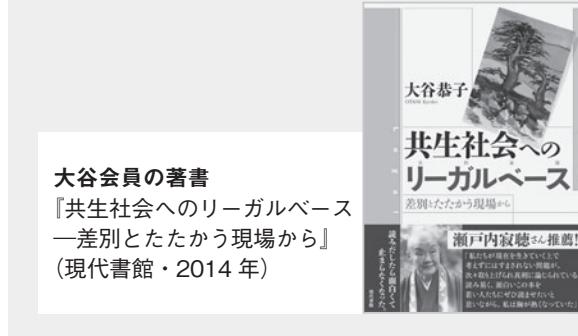
## 3 若手弁護士へのメッセージ

—— まだ障害者の権利擁護に取り組んだことのない若手弁護士に一言お願いします。



大谷 恭子 会員（30期）

元内閣府障がい者制度改革推進会議構成員、  
元内閣府障害者政策委員会委員



### 大谷会員の著書

『共生社会へのリーガルベース  
—差別とたたかう現場から』  
(現代書館・2014年)

私も、K君と出会うまでは、身近に障害のある子と出会ったことがありませんでした。でもK君が地域の学校から排除されていることを知り、根深い差別があると気づかされました。事件と出会い、自分を変えられたのです。障害者差別解消法が成立し、障害者の権利や自由を実現するために合理的配慮を提供することは社会の義務だとされました。合理的配慮は、周りを調整・変更することです。弁護士は調整のプロなのですから、どんどん現場交渉をして障害者の利益を実現して下さい。これによって、学校、クラス、地域も、自分も変えられます。是非、積極的に、障害者の教育分野に関わって下さい。

## 会員の担当した障害のある人の人権訴訟の紹介

## 保育園入園承諾義務付け訴訟・仮の義務付け申立て（鈴花ちゃん訴訟）

中根 秀樹 会員 (47期)



2006年10月26日 朝日新聞

気管の障害のため、頻回にたんの吸引が必要であるという理由により普通保育園入園が不承諾となった児童及びその両親が、不承諾処分の取消と入園承諾処分の義務付け等を求める訴えを提起するとともに、「仮の義務付け」（行政事件訴訟法37条の5）の申立てを行った事案です。東京地裁は、「幼児期においてどのような環境においてどのような生活を送るかはその子どもの心身の成長、発達のために重要な事柄」であり、保育園に入園して保育を受ける機会を喪失するという損害は「填补が不能な損害」であって、「真にふさわしい保育を行う上では、障害者であるからといって一律に障害のない者が通う普通保育園における保育を認めることは許されず、障害の程度を考えて、当該児童が、普通保育園に通う児童と身体的、精神的状態及び発達の点で同視することができ、普通保育園での保育が可能な場合には、普通保育園での保育を実施すべきである」として、仮の義務付け決定を行い、2006年2月2日、保育園への「仮の」入園が認められました。同年10月25日に不承諾処分の取消と入園承諾処分を義務付ける旨の判決を得て、翌年3月無事保育園を卒園し、4月には（普通）小学校への入学が認められました。たんの吸引など医療的ケアを必要とする児童に普通保育を受ける門戸を開いた重要な意義を有する訴訟です。

「移動支援費鈴木訴訟」障害者の介護保障事件は弁護士の重要な仕事です。

脳性まひによる全身性障害者鈴木敬治さんが原告となり、月124時間の移動介護給付が行政の一方的に制定した上限32時間に削減されたのは違法と訴えた、障害者福祉に関する行政訴訟です。

2006年11月29日東京地裁は「法は支給時間を各障害者ごとに個別に判断することを求めていた」として、一律上限で支給時間を決めた行政処分を違法とした。但し、訴訟途中で法改正があったことを理由とした原告敗訴判決でした【第一次鈴木訴訟】。

この判決で示された『介護給付は、個々の障害者ごとの個別事情に則して決められるべき』とする【障害者介護給付における必要即応の原則】は、その後【福島地裁2007年9月18日船引町支援費訴訟判決】、【東京地裁2010年7月28日第二次鈴木訴訟判決】、【大阪高裁2011年12月14日石田訴訟判決】、【和歌山地裁2012年4月25日ALS訴訟判決】等に引き継がれ、障害者の人権訴訟における「法理」として、確立ていきます。

従来「福祉の専門家の仕事」と思われてきた障害者福祉事件が、弁護士の重要な仕事であり使命であることを見た訴訟といえると思います。

藤岡 肇 会員 (47期)

## 大田区の一律上限「違法」

2006年11月30日 東京新聞

\*各新聞記事は、許諾を得て掲載しています。

## 障害者自立支援法違憲訴訟～基本合意の実現は道半ば～

黒崎 隆 会員（50期）

### 負担増ノー 訴え通じた



原告と被告として出廷した障害者自立支援法に関する審議会の様子。原側は、障害者と家族の意見を反映するよう、新たな制度を検討する方向で協議が行われた。

2010年1月8日 朝日新聞

### 障害者支援法訴訟が終結

### 3年後に新制度合意

本訴訟は、必要とする支援の量に応じた負担を強いることになる「応益負担」を定めた障害者自立支援法が、障害のある人に対する差別であり、基本的人権を侵害するものとして、2008年10月から2009年10月にかけて、障害のある当事者ら71人が全国14地裁で応益負担制度の廃止を求めて国を提訴したものです。応益負担制度によると、食事、排泄、移動などに多くの援助が必要となる障害の程度の重い人が、より多くの負担を強いられることがあります。

本訴訟において、原告団・弁護団と被告である国は、2010年1月7日、「すみやかに応益負担制度を廃止し、2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合福祉法制を実施する」「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」ことなどを確約する基本合意を締結しました。そして、同合意は2010年4月21日までに全国14の地方裁判所にて誓約されて、訴訟上の和解が成立しました。

国との間で基本合意が成立したことは画期的ですが、和解成立後いまだ基本合意の趣旨の実現は道半ばであり、国との協議、運動は今日まで続いています。

## 被後見人の選挙権回復裁判 違憲判決から公職選挙法改正まで74日

杉浦ひとみ 会員（51期）

この事件は、成年後見制度を利用して被後見人となつたために選挙権を奪われたダントン症の女性が被後見人に選挙権を認めないとした公職選挙法11条1項1号は違憲だと、2011年2月1日東京地方裁判所に提訴した事件です。女性は20歳から欠かさず父母と一緒に選挙に行き、テレビで政見放送を観たり、投票後には投票内容を口外しないなど選挙のルールも実行していました。しかし、本人を尊重するはずの成年後見制度を利用したところ選挙はがきが来なくなり好きな選挙に行けなくなってしまいました。裁判では2点が争点でした。①選挙権を能力によって制限することは憲法に違反するか。②仮に選挙に能力が必要だとしても、成年後見制度によって被後見人となつたことを、選挙能力の判断のために借用することは憲法に違反するか。2013年3月14日、東京地裁は公選法11条1項1号を違憲と判決。被後見人全員が選挙のための能力を欠く者ではなく、成年後見制度を借用した制限は過剰であるとの理由でした。判決から74日後の2013年5月27日、公選法の制限規定が削除され、同年7月の参院選挙では約13万6千人の被後見人の選挙権が回復されました。重大な権利を見落としていた弁護士の責任も感じた事件でした。経験の長短ではなく、おかしいと思った問題には取り組んでみるべきだと思います。

### 成年後見 選挙権喪失は「違憲」



2013年3月15日 毎日新聞

### 「堂々と社会参加を」 裁判長語りかけ

# 障害のある人の法的支援・法律相談のための書籍等ガイド

弁護士に役立つ代表的な書籍等をピックアップしてご紹介します。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 藤岡 毅 (47期)

## 1 東弁会員向けマニュアル

『障害者福祉の概要』(Q&A方式 オアシス相談員用 標準テキスト [第2版] 2013年9月 東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会編)は障害者法律相談の基本書です。

会員は当会ウェブサイトの「会員サイト」をログインし、「マニュアル」→「業務に関するマニュアル」→「高齢者・障害者の権利に関する特別委員会編」にアクセスすれば誰でもダウンロードできます。但し、情報が古くなってきたため改訂作業中です。

## 2 障害者差別解消法について学ぶ

『Q&A 障害者差別解消法』(野村茂樹他[編] 生活書院 2016年)この分野の最前線で活動する弁護士による同法に関する実践マニュアルです。LIBRA2017年4月号で紹介。



## 3 障害者権利条約について学ぶ

- ①『概説 障害者権利条約』(松井亮輔・川島聰[編] 法律文化社 2010年)
- ②『障害者の権利条約と日本—概要と展望』([増補改訂] 長瀬修・東俊裕・川島聰[編] 生活書院 2012年)

いずれも障害者権利条約の意義や重要概念等を学ぶことのできるテキストです。

## 4 精神障害者の人権と支援を学ぶ

- ①『精神障害法』(池原毅和 三省堂 2011年)日本は精神科病院の社会的入院が世界でも飛びぬけて多い人権後進国と言われています。この分野の第一人者池原弁護士による実践と理論の書。
- ②『べてるの家の「非」援助論—そのままでいいと思えるための25章』(浦河べてるの家 医学書院 2002年)統合失調症者に対する見方に関し、目から鱗の2002年発行のバイブル(古典)。

## 5 障害者雇用促進法を学ぶ

『詳説 障害者雇用促進法』(永野仁美他[編] 弘文堂 2016年)障害者雇用について研究者・弁護士等が

理論と実務を解説しています。

## 6 障害者虐待防止法を学ぶ

『障害者虐待防止法活用ハンドブック』(日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会 民事法研究会 2012年)虐待事案対応に必携の書。

## 7 重度自閉症者が公務員として働く記録

『お仕事がんばります』(明石洋子 ぶどう社 2005年)重い自閉症のあるような人は一般就労ができないという偏見はありませんか?

8 『ゆびさきの宇宙 福島智・盲ろうを生きて』(生井久美子 岩波書店 2009年)「全盲」と「ろう」(聴覚障害)の重複障害のコミュニケーション手段である「指點字(ゆびてんじ)」を「発明」した福島智さんを描いたノンフィクション。

9 『まあ、空気でも吸って 人と社会：人工呼吸器の風がつなぐもの』(海老原宏美 現代書館 2015年)本特集の座談会に登場された人工呼吸器ユーザー海老原宏美さん半生記。母けえ子さんの子育て記録も収録。



10 『難病カルテ—患者たちのいま』(蒔田備憲 生活書院 2014年)支援の谷間におちいる難病の人たちの今。

## 11 LIBRA「お薦めの一冊」(バックナンバー)で紹介された書籍

- ①『障害者の介護保障訴訟とは何か!』(藤岡毅・長岡健太郎[著] 現代書館 2013年) LIBRA2014年5月号
- ②『障がい者差別よ、さようなら! ケーススタディ障がいと人権2』(障害と人権全国弁護士ネット[編] 生活書院 2014年) LIBRA2015年3月号
- ③『支援を得てわたしからしく生きる!』(介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット保障[編] 山吹書店 2016年) LIBRA2017年5月号